

別紙1 必要経費額

その他の世帯（給与所得者）について、次の表の必要経費額を控除する。

収入金額	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、総所得金額を算定する。

別紙2 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次の表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額				
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	①母子・父子世帯であること	49万円				
	②就学者のいる世帯であること	小学校児童1人につき	8万円			
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき	16万円			
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>47万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	28万円	47万円
		自宅通学 自宅外通学	28万円			
			47万円			
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>60万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	41万円	60万円
		自宅通学 自宅外通学	41万円			
			60万円			
		独立行政法人・公立高等専門学校学生1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>55万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	36万円	55万円
		自宅通学 自宅外通学	36万円			
			55万円			
		私立高等専門学校学生1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>80万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	60万円	80万円
		自宅通学 自宅外通学	60万円			
			80万円			
		国立大学法人・公立大学学生1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>59万円</td> </tr> <tr> <td>102万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	59万円	102万円
		自宅通学 自宅外通学	59万円			
			102万円			
		私立大学学生1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>101万円</td> </tr> <tr> <td>144万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	101万円	144万円
自宅通学 自宅外通学	101万円					
	144万円					
国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>27万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	17万円	27万円		
自宅通学 自宅外通学	17万円					
	27万円					
私立専修学校高等課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>37万円</td> </tr> <tr> <td>46万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	37万円	46万円		
自宅通学 自宅外通学	37万円					
	46万円					
国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>62万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	22万円	62万円		
自宅通学 自宅外通学	22万円					
	62万円					
私立専修学校専門課程生徒1人につき	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">                     自宅通学                      自宅外通学                 </td> <td>72万円</td> </tr> <tr> <td>112万円</td> </tr> </table>	自宅通学 自宅外通学	72万円	112万円		
自宅通学 自宅外通学	72万円					
	112万円					

	特別の事情	特 別 控 除 額
A 世帯を対象とする控除	③障害者のいる世帯であること	障害者1人につき 86万円
	④長期療養者のいる世帯であること	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。ただし、領収書等で金額が確定できる場合に限る。
	⑤主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。
	⑥火災、風水害又は盗難の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期（概ね2年）にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。ただし、被害額が客観的に特定することができる場合に限る。
	⑦父母以外の者で収入を得ている者のある世帯であること	父母以外の者の所得者1人につき 38万円。 なお、その所得が 38万円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については、控除することができない。
B 本人を対象とする控除		(専修学校専門課程) 〔 自宅通学 20万円 自宅外通学 60万円

- 備考 1 A欄「②就学者のいる世帯であること」による控除は、就学者の中に出願者本人分を含めない。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別紙3 半額免除に係る収入基準額表

区		分
世帯 人員	1人	167万円
	2人	266万円
	3人	306万円
	4人	334万円
	5人	360万円
	6人	378万円
	7人	395万円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに17万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。